

# 医療費控除は

裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

# 領収書が提出不要となりました

## 改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

## “医療費控除の明細書” の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

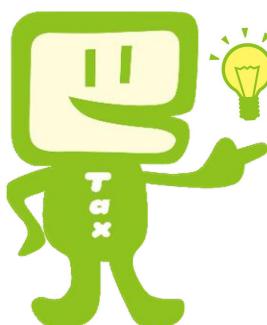
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■■病院	診療	6,000円 ①
5/28	■■病院	診療	3,400円 ①
▲▲薬局 医薬品			
			700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	○○診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円



- ・医療を受けた人
- ・病院・薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書  
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項  
医療費通知(④)を添付する場合、右記の①～③を記入します。  
※ 医療保険者も発行する医療費(額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたもの)です。  
(例:健保連携機関等が発行する「医療費のお知らせ」)

① 医療費通知に記載された医療費の額	② ①のうち支払った医療費の額	③ ②のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ④	円 ⑤	円 ⑥

2 医療費(上記1以外)の明細  
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	⑤ ④のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	0 400 円	0 400 円

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
国税 太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
国税 花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は  
確定申告書等作成コーナーで!  
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)



税務署

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

## 平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 \_\_\_\_\_

## 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	⑦	円

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

## 2 医療費(上記1以外)の明細

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補填される金額		
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円)	
所得金額の合計額		
D × 0.05	(赤字のときは0円)	
E と10万円のいざれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C-F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A		申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。
B		申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額</li><li>・ ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額 (特別控除前の金額)</li></ul> なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4線越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記します。
C		申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額</li><li>・ ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額 (特別控除前の金額)</li></ul> なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4線越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記します。
D		申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額</li><li>・ ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額 (特別控除前の金額)</li></ul> なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4線越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記します。
E		
F		
G		申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。